財政状況等一覧表(平成21年度決算)

(単位:百万円)

小国町 団体名

標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策	標準財政規模
A	B	債発行可能額C	A+B+C
1,226	2,580	302	4,108

1. 一般会計等の財政状況

/ H4 /A	· . I	

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等から の繰入金	地方債現在高	(単位:日万円)
一般会計	6,244	5,861	384	360	3	5,970	基金等から3百万円繰入
一般会計等	6,244	5,861	384	360		5,970	

[「]一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	97	66	30	404	-	183	-	法適用企業
工業用水道事業会計	91	90	1	68	54	370	273	法適用企業
病院事業会計	808	888	80	1,136	203	1,276	911	法適用企業
老人保健施設事業会計	284	287	3	242	39	628	85	法適用企業
簡易水道事業特別会計	56	27	29	29	16	143	100	
下水道事業特別会計	360	358	2	2	133	2,667	2,315	
国民健康保険事業特別会計	897	828	68	68	37	-	-	
介護保険特別会計	880	866	14	14	117	-	-	
後期高齢者医療特別会計	93	89	4	4	37	-	-	
老人保健特別会計	8	8	0	0	-	-	-	
訪問看護特別会計	107	72	35	35	-	-	-	
公営企業会計等 計				2,002		5,267	3,684	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である

 - 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総関品」「純費品」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。 3. 「資金剰余額 / 不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(~)で表示している。 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
山形県消防補償等組合	1,136	1,128	8	8	4	-	-	
山形県自治会館管理組合	223	146	76	76	85	-	-	
山形県市町村職員退職手当組合	9,939	9,757	182	182	200	-	-	
山形県市町村交通災害共済組合	51	41	10	10	-	-	-	
置賜広域行政事務組合	4,304	4,175	128	123	-	4,518	104	
西置賜行政組合	1,371	1,362	9	9	-	879	92	
山形県後期高齢者医療広域連合(普通会計分)	1,489	1,404	85	85	-	-	-	
山形県後期高齢者医療広域連合(事業会計分)	133,744	129,844	3,900	3,900	1,327	-	-	
一部事務組合等 計				4,393		5,397	196	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残离	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
小国町土地開発公社	5	238	5	-	-	167	-	-	
小国いきいき街づくり公社	19	565	610	15	-	-	-	-	
おぐに白い森	2	52	28	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			643	15	-	167	-	-	

⁽注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

			(十四・日/バリ)
充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	352	453	101
減 債 基 金	56	56	0
その他充当可能基金	603	771	168
充当可能基金 計	1,011	1,280	269

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6.財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.84	8.77	2.93	15.00	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	56.62	57.51	0.89	20.00	40.00	工業用水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	15.7	15.0	0.7	25.0	35.0	病院事業会計	-	-	-
将来負担比率	120.3	97.4	22.9	350.0		老人保健施設事業会計	-	-	-
財政力指数	0.33	0.32	0.0			簡易水道事業特別会計	-	-	-
経常収支比率	97.5	87.9	9.6			下水道事業特別会計	-	-	-

- (注) 1.「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(~)で表示している。

 - 2. 「実質赤字比率」・「連絡実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。